

## ○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約等について

平成29年 8 月25日

道本組第1553号（保・刑・外合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（平成29年条約第21号（別添1参照）。以下「組織犯罪防止条約」という。）及び腐敗の防止に関する国際連合条約（平成29年条約第24号（別添2参照）。以下「腐敗防止条約」という。）については、平成29年7月11日に我が国が受諾書を国際連合事務総長に寄託したことにより、同年8月10日から我が国においても効力を生ずることとなった。これらの条約の概要、運用上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 1 条約の概要

##### (1) 組織犯罪防止条約

この条約は、国際的な組織犯罪に対処するための国際協力の推進を目的として策定されたものであり、重大な犯罪を行うことを合意すること等一定の行為の犯罪化、犯罪収益の没収、法律上の相互援助、犯罪人引渡し等につき規定するものである。

##### (2) 腐敗防止条約

この条約は、腐敗行為に対処するための措置の促進及び強化並びに国際協力の推進を目的として策定されたものであり、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等一定の行為の犯罪化、犯罪収益の没収、財産の返還等に関する国際協力等につき規定するものである。

#### 2 締約国

##### (1) 組織犯罪防止条約

別添3のとおり

##### (2) 腐敗防止条約

別添4のとおり

#### 3 条約と国内措置の関係

第193回国会において制定された組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第67号）により、組織犯罪防止条約及び腐敗防止条約を実施できることとなった。同法については、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の制定等について」（平29. 7. 3道本刑第1151号）を参照すること。

#### 4 議定書

組織犯罪防止条約には、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（以下「人身取引議定書」という。）」、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（以下「密入国議定書」という。）」及び「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」が附属している。このうち人身取引議定書及び密入国議定書については、既に国会において承認手続が完了しており、組織犯罪防止条約と同時に受諾書を寄託したため、同条約の発効と同時に効力が発生することとなる。

#### 5 留意事項

## (1) 組織犯罪防止条約

### ア 法律上の相互援助（第18条関係）

この条約の締約国のうち、我が国と刑事に関する共助に関する条約又は協定を締結していない国との間における共助については、これまで国際礼譲により外交上の経路を通じて行われてきたが、この条約の締結により、条約第3条に規定する犯罪（以下「条約対象犯罪」という。）等に関する共助の請求については、条約に基づき警察庁又は法務省から各国の指定する中央当局に対して直接行うことが可能となり、共助の迅速化・効率化が期待される。

なお、この条約に基づく共助の請求を行うに当たっては、条約第18条15に掲げる事項を通報することとされていることに留意すること。

### イ 犯罪人引渡し（第16条関係）

この条約の締約国のうち、我が国と犯罪人引渡条約を締結していない国との間における犯罪人引渡しの請求については、これまで、当該国が犯罪人引渡しについて条約の存在を条件としない場合（いわゆる条約前置主義を採らない場合）には、国際礼譲により行われてきたが、この条約の締結により、条約対象犯罪等に係る犯罪人引渡しの請求を条約に基づき行うことが可能となり、引渡しの実効性が高まることが期待される。

また、当該国が条約の存在を条件とする場合（いわゆる条約前置主義を採る場合）には、これまで犯罪人引渡しの請求を行うことができなかったが、この条約の締結により、この条約を犯罪人引渡請求の法的根拠としている国に対しては、条約対象犯罪等に係る犯罪人引渡しの請求を行うことが可能となる。

## (2) 腐敗防止条約

腐敗防止条約に係る法律上の相互援助（第46条関係）及び犯罪人引渡し（第44条関係）についても、組織犯罪防止条約と同様の点が変更となるので、上記(1)と同様の点に留意すること。

## (3) 捜査共助の請求等の手続

捜査共助の請求及び犯罪人引渡しの請求に係る手続についてはこれまでと同様、警察庁を通じて行うこと。

## 6 添付資料

- (1) 別添 1 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約
- (2) 別添 2 腐敗の防止に関する国際連合条約
- (3) 別添 3 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約締約国
- (4) 別添 4 腐敗の防止に関する国際連合条約締約国